

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和2年1月31日作成)

法令名	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律
根拠条項	第7条の3第2項
処分の概要	米穀出荷販売事業者の遵守事項違反に関する改善命令
法令の定め	第7条の3第2項 農林水産大臣は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。 〔第53条 この法律に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。〕
処分基準	改善命令 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第7条の3第1項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に従わないとき。
処分担当課	農政部生産振興局農産振興課（調整係）（電話番号：011-204-5982）
問い合わせ先	農政部生産振興局農産振興課（調整係）（電話番号：011-204-5982）
備考	（公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/nsk/shinsakijun.html ）